

日額又は時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の令和5年4月1日から同年12月31日までの間における報酬及び期末手当の特例に関する条例をここに公布する。

令和6年3月13日

宍粟市長 福元晶三

## 宍粟市条例第1号

日額又は時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の令和5年4月1日から同年12月31日までの間における報酬及び期末手当の特例に関する条例

宍粟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和5年宍粟市条例第41号）附則第4項の規定により従前の例によることとされたパートタイム会計年度任用職員（以下「対象職員」という。）の令和5年4月1日から同年12月31日までの間（以下「特例期間」という。）における報酬及び期末手当の額は、同条例第1条の規定による改正後の宍粟市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年宍粟市条例第4号）のそれぞれに関する規定により算定した額とする。ただし、宍粟市会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づく期末手当を特例期間に支給されていない者の報酬及び期末手当の額は、この限りでない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

（条例の失効）

2 この条例は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、特例期間における対象職員の報酬及び期末手当については、同日後もなおその効力を有する。

（報酬等の内払）

3 この条例の規定を適用する場合においては、この条例の公布の前日に宍粟市会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づき支給された報酬及び期末手当は、この条例の規定による報酬及び期末手当のそれぞれの内払とみなす。